

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I	
						2020年度	2021年度		2022年度
①景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】								景品表示法に基づく措置命令件数（都道府県によるものを含む。）及び課徴金納付命令件数並びに指導件数
	課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】								
②景品表示法の普及啓発	(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点) 消費者庁による措置命令：5021件 (平成282017年度：2750件)、指導：集計中96件 (平成282017年度：138179件) 課徴金納付命令：1914件 (平成282017年度：119件)、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分件数：10件 (認定1件) (平成282017年度：31件 (認定21件、不認定1件)) 都道府県による措置命令：82件 (平成282017年度：18件)								(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数、説明会における理解度 (ロ) パンフレットの配布状況（配布部数）
	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発【消費者庁】								
違反事例の整理【消費者庁】						周知活動【消費者庁】		(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点) (イ) ・景品表示法に係る説明会の参加者数：11,4005,000人程度 (平成282017年度：10,40011,400人程度) ・講師派遣回数：16338回 (平成282017年度：153163回) ・説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度：約9594% (平成282017年度：約9495%) ※消費者庁から職員を派遣した、消費者団体や事業者団体等の団体が主催する説明会等において実施したアンケートの結果 (ロ) ・パンフレットの配布部数：約6,4709,840部 (平成282017年度：約92,6506,470部) ・打消し表示に関する報告書の配布部数：約1,000部 (2018年度)	
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用									

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I	
						2020年度	2021年度		2022年度
③公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費者庁、公正取引委員会】								(イ) 公正競争規約を運用する関連団体等が主催する研修会等の参加者数 (ロ) 公正競争規約を運用する関連団体等への講師派遣実施率
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用									

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

関係機関と連携した執行を実施した。消費者庁は、平成292018年度（2018年11月1日時点）に、措置命令を5921件（平成272015年度：13件、平成282016年度：27件、2017年度：50件）、課徴金納付命令を1449件（平成282016年度：1件、2017年度：19件）行った。~~また、平成29年度に、また、~~課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分を2016年度に3件（認定2件、不認定1件）行い、2017年度に1件（認定1件）行った。2018年度（2018年11月1日時点）は、課徴金納付命令に係る返金計画の申請がなされていない。~~（平成28年度：3件（認定2件、不認定1件））。~~

さらに、都道府県により、平成292018年度に、2-8件の措置命令が行われた（平成272015年度：3件、平成282016年度：1件、2017年度：8件）。【消費者庁】

② 景品表示法の普及啓発

景品表示法の説明会への講師派遣をすることに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。

引き続き、過去の違反事例とともに、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び研修会等に職員を講師として派遣した（2015年度は151回、延べ参加者数は10,800人程度。2016年度は153回、延べ参加者数は10,400人程度。2017年度は163回、参加者数は11,400人程度。2018年度（2018年11月1日時点）は38回、参加者数は5,000人程度。）。

なお、2015年7月以降の説明会等においてアンケートを実施しており、平成292018年度における参加者の理解度は約9495%であった（2016年度：約94%、平成282017年度：約9594%）。

~~また、2015年度には、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用したほか、2016年4月から同法に導入された課徴金制度に関する説明会を、全国13都市で計15回行い、同説明会の参加者アンケートの結果から見る参加者の理解度は、約98%であった。~~

~~また、さらに、平成27年度に、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用したほか、平成28年度に課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる景品表示法」について、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に~~

対して、平成292018年度（2018年11月1日時点）は、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に対して、2016年度に課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる景品表示法」を約9,8406,470部（2016年度：92,650部、平成282017年度：約6,47092,650部）配布した。

さらに、2017年度に「打消し表示に関する実態調査報告書」（7月14日）を、2018年度に「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」（5月16日）及び「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」（6月7日）を公表し、これらの報告書を地方公共団体や全国の消費生活センター約1,000か所に配布した。

そのほか、消費者トラブルの実情等を踏まえ、「時間貸し駐車場の料金表示」（2017年度）や「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示」（2018年度）について景品表示法上の考え方を公表した。【消費者庁】

③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。【消費者庁、公正取引委員会】

<2015年度～2018年度の実績> （2018年11月1日時点）

2015平成27年度は、ペットフードの表示に関する公正競争規約など12件、2016平成28年度は、マーガリン類の表示に関する公正競争規約など47件、2017平成29年度は、削りぶしの表示に関する公正競争規約など7件、2018年度は、食酢の表示に関する公正競争規約など11件の公正競争規約の変更について認定を行った。公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した（2015平成27年度は38回、延べ参加者数は3,450人程度。2016平成28年度は33回、延べ参加者数は3,270人程度。2017平成29年度は35回、延べ参加者数は4,400人程度。2018年度は27回、延べ参加者数は3,280人程度。）。【消費者庁、公正取引委員会】

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I		
						2020年度	2021年度	2022年度			
①家庭用品品質表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】										
	<p>＜洗濯表示の見直し関係＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな洗濯表示の普及啓発活動【消費者庁】 			<p>＜その他対象品目及び表示の標準の見直し＞</p> <p>2015年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの検討（現状調査、勉強会の運営等） 2015～2016年度 ・政令、府令等の改正（品目関連） ・4つの規程の改正（表示関連） <p>【消費者庁】</p>			<p>＜その他対象品目及び表示の標準の見直し＞</p> <p>改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】</p>			<p>必要に応じた対象品目等の見直し【消費者庁】</p>	
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点)</p> <p>(イ) 446回の講師派遣を行った (平成282017年度：1911回)。平成292018年5月に行った国民生活センターへの講師派遣ではアンケート回答者の9.8割超が「役立った」を選んでいた。</p> <p>(ロ) 新しい洗濯表示に関し、ポスター、リーフレット、すごろく及びわかるたを配布するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っている。また、政府インターネットテレビの動画コンテンツをウェブサイトを掲載するとともに、これを収録したDVDを配布した。</p>										

(イ) 説明会等の参加者数及びアンケートにおける参加者の満足度
(ロ) 新たな洗濯表示の認知度

①家庭用品品質表示の見直し

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
②住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の充実 国土交通省	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】								
	(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点) 登録評価講習機関による評価員講習会を74回実施。その他、各種講演会等において制度の周知を実施。								
③省エネ性能表示の普及促進	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】								
	(K P I の現状) ※平成292018年度 (平成292018年12月1日時点) 省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中 (平成292018年度：409113回実施予定 (平成282017年度：494112回実施))。								
④特殊開錠器具の禁止に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】								
	(K P I の現状) ※2018年度 (2018年11月1日時点) 2018平成30年1月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。 (2016平成28年度は2017平成29年2月に実施)								
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	住宅性能表示制度関連の講習会等の実施状況								
	省エネ性能表示の普及活動実施状況								
	指定建物錠の性能表示の検証の実施状況								

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			KPI	
						2020年度	2021年度	2022年度		
⑤医療機関のウェブサイトによる情報提供	<p>地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数を把握し、医療機関ホームページガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】</p>	<p>地方公共団体に対する医療機関ホームページガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】</p>								<p>地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等</p>

美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I	
						2020年度	2021年度		2022年度
⑤ 医療機関のウェブサイトホームページによる情報提供	医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】	<ul style="list-style-type: none"> 第193回国会で医療法等の一部を改正する法律が成立 施行に向け、省令・新たな医療広告ガイドラインを发出 ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法に基づく周知・啓発活動を実施【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体及び医療安全支援センターにおけるホームページ等の医療広告に関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の取組の効果を検証【厚生労働省、消費者庁】 					
	(K P I の現状) 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数） 2014平成26年度：666件（246件） 2015平成27年度：411件（149件） 2016平成28年度：470件（129+118件） 2017年度：352件（88件） ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。								
⑥ 電気通信サービスにおける広告表示の適正化									
	電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえた適切な広告表示の推進【総務省】								協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況、必要に応じたガイドラインの改定
	(K P I の現状) 協議会において、ガイドラインを踏まえた広告表示等の検証を実施するとともに、2018年1月にはガイドラインの改定を実施した。 ガイドラインの改定を検討中。								

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

① 家庭用品の品質表示の見直し

国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、2014 平成26年度の繊維製品品質表示規程の改正によって変更された新しい洗濯表示を含め、家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、平成282016年度の内閣府令並びに繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程の改正についてもにおいて新たに追加された品目の規定が平成30年度に施行されるため、講師派遣等を通じ、引き続き同改正の内容についても普及啓発活動を行う。

家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準の内容について、2018 年度に実施したヒアリング調査等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

新しい洗濯表示については、2016平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発のため広報資料（ポスター2種類、リーフレット2種類、パンフレット、すごろく、かるた及びDVD）を作成・公表した。また、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体及び地方公共団体に対し、広報資料の配布及び講師派遣を行った（47回）。

平成272015年度は、指定品目の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正を行った（2016平成28年3月18日公布、2016平成28年4月1日施行）。

平成282016年度は、内閣府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った（2017平成29年3月30日公布、2017平成29年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は2018平成30年4月1日施行）。

平成292017年度は、平成282016年度以前の政令、内閣府令及び告示の改正に伴い、家庭用品品質表示法のガイドブック（日本語版）を改訂・公表し、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体、地方公共団体等に対して配布したほか、ハンドブック（日本語版・英語版）を改訂・公表した。

2018年度は、2016年度の見直しの際に実施したパブリックコメントに対する意見等を参考にして、今後の指定品目の見直しの検討に向けた調査として、指定品目の対象となっていない一部品目における品質表示の技術的課題や、指定品目とした場合における消費者及び事業者への影響等について、関係業界団体等に対するヒアリング調査等を実施した。【消費者庁】

② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実

住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。【消費者庁、国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

平成272015年度及び2016平成28年度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律において定められている住宅性能表示制度の告示改正について、国土交通省と連携し実施した。【消費者庁】

2016平成28年1月29日に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の告示改正を実施した（2016平成28年4月1日施行）。これら住宅性能表示制度の改正告示の施行に向けては、2016平成28年1月から同年3月までに改正告示に関する講習会を23回実施した。

また、2015平成27年8月から2018平成29年11~~12~~月までに登録講習機関による評価員講習会を2524回実施した。各種講演会等において制度の周知を図った。2016年4月に、関係団体との連携の下、住宅性能表示制度のパンフレットを作成し、国土交通省のウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html) にて公表した。【国土交通省】

③ 省エネ性能表示の普及促進

(※SDGs 関連)

住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の開発・普及を推進する。

さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS：Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」の普及促進を図る。【国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」等について、省エネ関連の講習会等で普及促進に努めており、2018平成29年12~~11~~月1日時点で394440回（2015平成27年度末時点：24回、2016平成28年度末時点：285回、2017年度末時点：397回）実施したする予定である。

2016平成28年4月に施行された建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示のガイドラインを作成・公表するとともに、分かりやすい広報資料（ポスター、パンフレット及びDVD）を作成・配布し、パンフレット及び動画に関しては国土交通省のウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html) にて公表した。【国土交通省】

④ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用

建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。【警察庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度及び2016年度（いずれも2月）並びに2017年度（1月）に指定建物錠の性能表示についての検証を実施した。2018年度については、2019年1月に実施する予定である。【警察庁】

⑤ 医療機関のウェブサイトホームページによる情報提供

美容医療を始めとした医療機関のウェブサイトホームページの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成242012年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図るってきた。こうした中、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、2015年7月7日に消費者委員会から医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議）がなされたことを受け、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、2016年に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律が成立した。法律の成立後、施行に向け、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等における議論を踏まえ、省令等を改正（2018年5月8日公布、2018年6月1日施行）し、併せて「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）を策定した。今後は医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。【厚生労働省】

地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知していく。【厚生労働省、消費者庁】

~~さらに、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律が成立したため、施行に向け、省令・新たなガイドラインを発出し、周知・啓発活動を実施する。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。【厚生労働省】~~

<2015年度～2018年度の実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して「医療機関ホームページ上記のガイドライン」などの周知及び「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（2015年7月消費者委員会）についての説明を行い、更なる指導の徹底を依頼した。また、広告会社向けに講演を行い、「医療機関ホームページ上記のガイドライン」などの周知を行った。さらに、2016年1月に、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。加えて、医療機関に関する広告規制等の在り方について検討を行い、2016年9月に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会にて医療法等の一部を改正する法律案を提出し、2017年

が6月に成立した。また、2017年8月からネットパトロール事業により監視体制の強化を図った。2018年5月には「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成30年5月8日付け厚生労働省医政局長通知）を発出し、2018年8月に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」（平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）を発出し、周知した（2018年10月に一部改訂）。【厚生労働省】

美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するため、消費者向けの注意喚起資料を作成し、2016平成28年9月に都道府県等に周知した。また、2016平成28年9月以降、行政のTwitterツイッター等を活用し、定期的に注意喚起・普及啓発を行った。【厚生労働省、消費者庁】

また、消費者庁では、2017平成29年12月に、改正特定商取引法の施行（美容医療のルールが追加）のタイミングに合わせて併せて、美容医療に関するウェブサイトを更新し、注意喚起を行った。【消費者庁】

⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、関係事業者における適切な広告表示を推進する。【総務省】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年7月に、「インターネットサービス品質計測等の在り方に関する研究会」において報告書を取りまとめるとともに、総務省において「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定した。

上記報告書、ガイドラインを受けて電気通信サービス向上推進協議会において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を改定した（2015年11月）。また、2017年3月に消費者庁から電気通信事業者2社に対してインターネット接続サービスのキャンペーン期間の表示に係る景品表示法違反に関する措置命令が出されたことを踏まえ、同ガイドラインを更に改定した（2018年1月）。

なお、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあったと考えられる広告表示について、必要に応じて事業者に対し行政指導を行った（2016平成28年度：2件、2017平成29年度：1件、2018年度：1件（P））。【総務省】

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
<p>①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度)の円滑な施行等</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>				<p>(イ) 食品表示制度に関する消費者の理解度</p> <p>(ロ) 講師派遣回数</p>
	<p>②新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度)の円滑な施行等</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>	<p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発(※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施)【消費者庁】</p>			

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
<p>①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な実施等</p>			<p>栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育等【消費者庁】</p> <p>徳島県における栄養成分表示・保健機能食品の消費者教育モデル事業実施【消費者庁】</p> <p>地方公共団体等における消費者教育の実施【消費者庁】</p> <p>栄養成分表示への関心を高める環境づくりの推進及び健康づくりに関与する情報源としての栄養成分表示の活用促進【消費者庁】</p> <p>食品関連事業者等が自主回収情報を行政機関に届出報告し、行政機関が公表国民に提供する仕組みを構築【消費者庁】</p> <p>食品表示法の改正【消費者庁】</p>							
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用										

(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年11月1日時点)
 (イ) 食品表示制度に関する消費者の理解度 (表示制度 理解度/目標値) : 検討中調査中 (2017年度: 食品添加物 20.1%/43.5%、
 栄養成分表示 38.7%/35.0%、特定保健用食品 32.2%/41.9%、機能性表示食品 15.3%/40.7%)
 (ロ) 講師派遣回数: 46277回 (平成282017年度: 74162回)
 (内訳: 消費者向け 3421回、事業者向け 41857回、その他 (行政機関、学会等) 3212回)
 ※対象が複数ある場合、合計は一致しない。

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I	
						2020年度	2022年度		
②健康食品も含まれた食品の表示の適正化 (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】	食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】							事業者への措置件数 （改善要請、指導、 勧告及び命令）
	(K P I の現状) ※平成292018年度（2018年11月1日時点） 改善要請件数：580105事業者（平成282017年度：372381事業者） ・平成29年4月28日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成28年4月～平成29年3月）」 ・平成29年7月28日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成29年4月～6月）」 ・平成29年11月2日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成29年7月～9月）」 ・平成302018年1-8月3122日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成292018年10月～12月）」 ・83105事業者92119商品（改善率：100%未集計）								

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I
						2020年度	2021年度	
<p>③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り</p>	<p>＜食品表示に関する関係法令の効果的な執行＞ 食品表示連絡会の実施等による関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援 【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】</p> <p>＜地域における関係機関の連携＞ ブロックレベル、都道府県レベルでの監視協議会の開催 【農林水産省、警察庁、国税庁、消費者庁】</p> <p>巡回調査等の実施【農林水産省、国税庁】</p> <p>DNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視【農林水産省】</p>							
	<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 (平成292018年12月1日時点) 食品表示法に基づく指示：8-3件、指導 (平成292018年9月末時点)：40787件 (平成282017年度：指示1211件、指導277231件) (消費者庁、国税庁、農林水産省)</p>							
<p>④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化</p>	<p>＜米トレサビリティ法第4条、第8条の規定に基づく違反行為への対応＞ 米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>							
	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018平成29年9月末時点) ・米トレサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率【酒類を除く】：2017平成28年度：85.22-9% (2016平成27年度：82.98%) (農林水産省) ・米トレサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率【酒類関係】：97.497-2% (2017平成28年度：96.-297.4%、2016平成27年度(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)：96.27%) (国税庁)</p>							
<p>(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用</p>								

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等

~~2015 平成 27~~年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。また、食品表示法附則第 19 条の規定に基づき、施行 3 年後に施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討する。さらに、食品表示法制定時の個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。インターネット販売等における食品表示については、2016 平成 28年 12 月に公表された報告書を事業者に周知するとともに、消費者への普及啓発に努めている。2017 平成 29年 9 月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、平成 29 年 4 月から検討会を開催し、2018 平成 30年 3 月に公表された報告書を公表した。今後は、検討会報告書を踏まえた、食品表示基準の一部改正案を 2018 年 10 月に消費者委員会へ諮問しており、引き続き改正に向けた作業等の改正等を行う。【消費者庁】

機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用するとともに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発によるを行い、理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに、制度創設時に残された検討課題についても 2016 平成 28年 12 月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。2017 平成 29年度に施行後 2 年間の施行状況について検証した結果を踏まえた上で、2018 平成 30年度以降に必要な検討を行う。【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

なお、特定保健用食品制度については、許可後の事後チェックを実効性のあるものとし、許可制度の適切かつ透明性のある運用を担保する観点から、買上調査の実施や製品に係る公開情報の提供の在り方など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行う。【消費者庁】

栄養成分表示を活用した消費者教育により、表示への関心を高める環境づくりを進めるとともに、健康づくりに役立つ情報源としての活用促進を図る。また、消費者の理解促進を図るべく、2018 平成 29 年度までに徳島県等において実施した栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業の結果を踏まえ、2019 平成 30 年度以降に地方公共団体等において消費者教育を実施する。【消費者庁】

さらに、平成 29 年 11 月に公表された食品衛生法改正懇談会の取りまとめ及び平成 29 年 12 月に消費者委員会において取りまとめられた食品衛生規制等の見直しに関する意見を踏まえ、食品関連事業者等がアレルギー等の安全性に関する食品表

示基準に従った表示がされていない法違反等に伴う食品を自主回収する場合に、情報を行政機関へのに届出を義務付けるとともに報告し、その旨を行政機関が公表する国民に提供する仕組みを制度化するため、2018年12月に食品表示法の一部を改正する法律が公布されており、今後届出に係るシステムの構築等を行う。する。

【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

機能性表示食品制度を始めとする新たな食品表示制度について、説明会等の講師として職員を派遣するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。新たに義務化された栄養成分表示の普及啓発のために、消費者に対しては、リーフレットの作成・配布、事業者に対しては、義務化周知のチラシの作成・配布及び「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の改訂を行った（いづれも消費者庁ウェブサイト（https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/index.html#m05）にて公表）。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点Q&Aの作成・周知を行った。

インターネット販売等における食品表示については、2015年12月から「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、2016年12月に報告書を公表した。

加工食品の原料原産地表示については、2016年1月から、消費者庁と農林水産省が共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書や消費者委員会での議論を踏まえた新たな加工食品の原料原産地表示制度が2017年9月から施行されたところ、新制度についてのパンフレット等の作成・配付配布や消費者向け及び事業者向けQ&Aの充実を行うとともに、同年11月30日に開催された都道府県等食品表示担当者研修を始めはじめとして、制度施行から2018年10-3月末まで14899件の説明会やセミナー等を開催し、消費者・事業者等に対する普及啓発を実施した（パンフレットやQ&Aは消費者庁ウェブサイト（https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/）にて公表）。

遺伝子組換え表示については、2017年4月から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、2018年3月に報告書を公表した。

機能性表示食品については、2018年11-3月1日末時点で、1,4601,269件の届出情報を公表した。

制度創設時に残された検討課題については、2016年1月から「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、同年12月に報告書を公表した。また、当該報告書、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）及び検証事業の結果を踏まえ、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの改正や機能性表示食品に関する質疑応答集の作成等を行った。改正したガイドラインの内容を機能性表示食品制度届出データベースに反映させるため、届出データベースの改修を行う（2019年3月末までに完了、4月から運用開始予定）。

特別用途食品については、2016平成28年2月から「特別用途食品制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書及び規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、「特別用途食品の表示許可等について」を改正（2017年3月31日）し、2018年4月1-14日に施行されている。また、「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日すべての女性が輝く

社会づくり本部決定）を踏まえ、2018年8月に「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額」及び「特別用途食品の表示許可等について」を改正（いずれも平成30年8月8日）し、乳児用液体ミルクの許可基準を設定・施行した。

特定保健用食品については、2016年度に買上調査を7品目実施し、関与成分量が許可等申請書どおり適切に含有されていなかった商品が7品目中2品目であったことを受け、「特定保健用食品に対する更なる品質管理等の徹底について」を発出（2017年5月24日）した。また、2017年3月には、新たな知見を入手した場合は、消費者庁に報告する旨を内閣府令に規定するなどの措置を講じた。2017年9月から、特定保健用食品の製品に係る公開情報の提供の在り方について、調査事業を実施するとともに、条件付き特定保健用食品の認知度及び制度の方向性についても併せて検討した。本事業を踏まえ、国立健康・栄養研究所の製品情報データベースの改修を行う（2019年3月末までに改修する予定）。

また、特定保健用食品及び機能性表示食品については、2017年度に買上調査を特定保健用食品40品目、機能性表示食品60品目で実施し、特定保健用食品については関与成分量、機能性表示食品については、機能性関与成分量が適切に含有されていなかった商品は、2品目であった。なお、調査結果を2018平成30年4月9日に公表している。

食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品を自主回収する場合に、行政機関への届出を義務付けるとともに、その旨を行政機関が公表する仕組みを制度化するため、2018年12月に食品表示法の一部を改正する法律が公布（平成30年12月14日）された。

【消費者庁】

② 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

通年的に行うインターネット等における健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を通じて、2014年1月から平成292018年10~~12~~月までで1,3074,065事業者による1,5614,296商品の表示について健康増進法に違反するおそれがあったことから、改善がみられない事業者に対しては、個別に調査を実施して改善が図られるまで行政指導を行った。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点及びQ&Aの作成・周知を行った。

2016年6月に全面改訂を行った「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の小冊子を62,000部作成し、2017年1月、146の地方公共団体自治体及び関係8団体に58,000部配布するとともに、事業者及び消費者団体が主催する会議、研修会等に講師を派遣し、本留意事項を用いて説明を行うことにより、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法の広告及び表示の基本的な考え方について、地方公共団体自治体だけでなく、消費者や事業者団体等に対しても、広く普及啓発を行った。

「食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討」については、健康増進法への不実証広告規制の導入について検討したところ、消費者庁において、景品表示法及び健康増進法による一体的な運用を適切かつ迅速に行っていること、健康増進法に不実証広告規制を立法化することは法制度上困難であること等の検討結果が得られたことから、その結果を平成282016年度に、消費者委員会に報告した。

特定保健用食品・機能性表示食品の適正利用の啓発を通じた表示の適正化に関して、各種メディアを通じた周知（平成272015年度：2件、平成282016年度：4件、平成292017年度：1件、2018年度：1件）に合わせて、平成282016年～2018年は、消費者委員会の指摘を踏まえ、「保健機能食品はバランスの取れた食生活とともに利用しましょう！」と題するリーフレットに特定保健用食品の広告上で最低限記載を勧める事項を加える改正を行ったリーフレットを、事業者団体を通じて約700社の健康食品事業者に配布するとともに、消費者に対してもバランスの取れた食生活の重要性について普及啓発活動を行った。【消費者庁】

③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り

食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承（平成19年12月17日））に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。

また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】

酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。【国税庁】

酒類以外の品目の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。

また、消費者を欺瞞する悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあり、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。【農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

平成292018年9月1812日に食品表示連絡会議を開催した（平成272015年度は10月27日、平成282016年度は8月31日に開催、2017年度は9月12日に開催。）。食品表示法に基づく指示を3-8件（平成

292018年11月1日時点）、指導を87407件（平成292018年9月末時点）実施した（平成272015年度：指示5件、指導308件、平成282016年度：指示12件、指導277件、2017年度：指示11件、指導231件）。【消費者庁、国税庁、農林水産省】

また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画した。都道府県等に対して、年末に多発傾向を示す健康被害事案に関連した原産地表示に係る遡及調査時における関係機関の連携を指示した。

【消費者庁】

さらには、食品表示制度の周知等を行うとともに、酒類の表示の適正化のための確認調査を実施した。【国税庁】

④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティー法）に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

米及び米加工品（酒類を除く。）に関する産地情報伝達の適正実施率は85.2%~~82.9%~~（2017平成28年度の集計値）（2015年度：82.8%、2016平成27年度：82.9~~82.8%~~）。【農林水産省】

酒類に関する産地情報伝達の適正実施率は97.4~~97.2%~~（2018平成29年4月から平成29年9月までの集計値）（2017年度：97.4%、2016平成28年度：96.2%、平成272015年度（平成272015年7月から平成282016年3月までの集計値）：96.7%）【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施（被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。）している。【消費者庁】